

陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(法人)代表者用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
陳述	当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。
	当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(法人)	法人の所在地
	法人の名称
	代表者氏名
	役員

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が法人の場合のもので、個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書(代表者事項証明、全部事項証明等)のとり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

※該当する口にチェックを入れてください。

陳述書 (買受申出人(個人)本人用)	
大阪地方裁判所執行官 殿	
事件番号	☐ 平成 年()第 号 物件番号
陳述	私は、暴力団員等ではありません。
	私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。
	☐ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。(注意書9参照) この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。
(陳述書作成日) 令和 年 月 日	
買受申出人(個人)	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください(鉛筆書き不可)。
- 事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
- 本用紙は、買受申出人が個人の場合のもので、法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合(未成年者の親権者など)は、買受申出人(個人) 法定代理人用の用紙を用いてください。
- 共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
- 「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します。
- 陳述書は、氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書(住民票等)を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
- 氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。
- 自己の計算において買受けの申出をさせようとする者(買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。)がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
- 提出後の陳述書及び添付書類(別紙を含む)の訂正や追完はできません。
- 虚偽の陳述をした場合には、6月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処せられることがあります(民事執行法213条)。

(別紙)

※該当する口にチェックを入れてください。

買受申出人(法人)の役員に関する事項	
1 口代表者	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
2	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
3	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	
4	住 所
	(フリガナ)
	氏 名
	性 別 ☐ 男性 ☐ 女性
生年月日 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 西暦 年 月 日	

注 意

- 買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
- 役員全員(代表者を含む)の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
- 役員5人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
- 提出後の本書面の訂正や追完はできません。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年10月 7日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 戸 出 周一郎

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年10月22日 午前 9時00分から 令和 7年10月30日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 7年11月 6日 午前 9時30分 場 所 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年11月19日 午前10時00分 場 所 大阪地方裁判所第14民事部
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによります。 (1) 当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、 全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫 の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の 制限(民事執行規 則33条)	☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り、買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため、令和 7年10月 7日午前9時から入札期間最終日午後4時30分まで物件明細書、現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎3階物件明細閲覧室に備え置きます。	



物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2,400,000 1,920,000	一括	480,000	11,725	3,846
1	1,400,000				
2	1,000,000				



物 件 目 録

1 所 在 大阪市住吉区荻田二丁目
地 番 22番14
地 目 宅地
地 積 37.09平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

2 所 在 大阪市住吉区荻田二丁目22番地14
家屋 番号 22番14
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 26.14平方メートル
2階 21.25平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約27.94平方メートル
2階 21.25平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7年 9月 3日

大阪地方裁判所第14民事部

裁判所書記官 上 本 聡 宏

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

- ・ 売却対象外の土地を通行のため利用している。
- ・ 本件土地の一部は通路として利用されている。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

1 所 在 大阪市住吉区荻田二丁目

地 番 22番14

地 目 宅地

地 積 37.09平方メートル

(現況)

地 目 宅地一部公衆用道路

2 所 在 大阪市住吉区荻田二丁目22番地14

家屋 番号 22番14

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺2階建

床 面 積 1階 26.14平方メートル

2階 21.25平方メートル

(現況)

床 面 積 1階 約27.94平方メートル

2階 21.25平方メートル



令和 7年（ケ）第115号
令和 7年 6月 5日受理
令和 年 月 日提出
7.7.-4

現況調査報告書

大阪地方裁判所

執行官 ト 藏 伸 之

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 1 所 在 大阪市住吉区苅田二丁目
地 番 22番14
地 目 宅地
地 積 37.09平方メートル
- 2 所 在 大阪市住吉区苅田二丁目22番地14
家屋 番号 22番14
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺2階建
床 面 積 1階 26.14平方メートル
2階 21.25平方メートル



不動産の表示	物件目録のとおり		
住居表示	大阪市住吉区苅田二丁目7番23号		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地一部公衆用道路（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）		
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者および占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している ☐ 占有者および占有権原のとおり		
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は目的外建物の概況のとおり）		
その他の事項	その他の事項のとおり		
建物	物件2		
種類、構造および床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☒ 床面積：1階 約27.94㎡		
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある { 種類： 構造： 床面積：		
占有者および占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している ☐ 占有者および占有権原のとおり		
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は目的外土地の概況のとおり）		
その他の事項	その他の事項のとおり		
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 平成 年()第 号 保管開始日 平成 年 月 日		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(2枚目)

そ の 他 の 事 項

1 表札等の表示

- (1) 表札の表示 所有者の姓
(2) 郵便受けの表示 なし

2 目的土地の現況について

- (1) 適宜概測したところ、形状は、概ね地積測量図のとおりであると思われる。
(2) 東側の一部が道路として使用されており、その余の部分は目的建物の敷地となっている。
(3) 建築基準法上の道路には接面していない。

3 目的建物の現況について

- (1) 形状は、概ね建物図面のとおりであると思われる。元々は連棟式住宅として建てられており、北側および南側の住宅と接着して建てられている。
(2) 内部の状況は、別紙添付写真のとおりである。
(3) 建物内には、家財道具や日常生活用品等の動産類が存在した。
(4) 1階西側には約1.8㎡の建増し部分があり、浴室として使用されていた。なお、浴室の天井の一部はプラスチック製の波板で覆われているのみであり、水道蛇口からは継続的に水が流出していた。
(5) 2階では西側和室に雨漏り跡が認められ、東側和室の板間の天井は雨漏りによる天井の破損が認められた。
(6) 1階および2階で、床に傾きおよび撓みを感じられた。
(7) 築後かなりの年数が経過しており、老朽化が著しい。

4 その他の状況について

- (1) 当職は、令和7年6月9日、所有者宛に照会書等の文書を送付したが、同人からは回答がない。
(2) 当職は、目的建物内に、目的物件の登記記録上の所有者以外の者で、目的物件につき所有権や賃借権等の権利を主張する者は、速やかに、その旨を書面で当職に届け出るよう記載した文書を差し置いたが、現在まで届け出はない。

以 上

関係人の陳述等

陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ 債務者の破産申立て 代理人	1 私は、本件の債務者が破産申立てをした際の代理人弁護士です。 2 当初は債務者と所有者について同時に破産申立てをする予定だったのですが、所有者の体調が思わしくないことから、ひとまず先に債務者のみ破産を申し立てました。 3 目的建物については、所有者が住民票を置いています、実際にはここは所有者の生活の本拠ではありません。ときどき様子を見に来る程度です。
■ 南側隣家の住人	1 私は、目的建物の南隣に住んでいます。 2 目的建物は、長い間誰も住んでいないと思います。ときどき女性が来ているようで、倉庫代わりに使っているようですが、詳しいことは分かりません。 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4枚目)

執 行 官 の 意 見

増築について

目的建物の1階西側には約1.8㎡の建増し部分が認められ、同部分は目的建物と不可分一体として相互に利用されていた。よって、同建増し部分は目的建物と附合していると解されるから、これを増築と認めた。

目的物件の占有関係

関係人の陳述および立入調査の結果から、目的建物は、所有者が住居として使用・占有しているものと認めた。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年6月9日	執行官室	ライフライン調査、照会書送付（所有者）
令和7年6月9日 9:30 — 9:40	大阪法務局北出張所	公図等調査
令和7年6月9日 9:50 — 9:55	中之島図書館	物件確認
令和7年6月9日 10:05 — 10:10	大阪市役所	道路等調査
令和7年6月11日 12:30 — 12:35	あべの市税事務所	家屋等調査
令和7年6月11日 13:05 — 13:15	物件所在地	物件調査、占有確認
令和7年6月16日 17:00 — 17:05	執行官室	占有関係調査（債務者の破産申立代理人からの電話により聴取）
令和7年6月18日 15:50 — 15:55	物件所在地	占有関係調査、在宅要請書投函
令和7年6月25日 14:20 — 14:45	物件所在地	立入調査（評価人帯同）

(特記事項)

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人および解錠技術者を同行して臨場した。

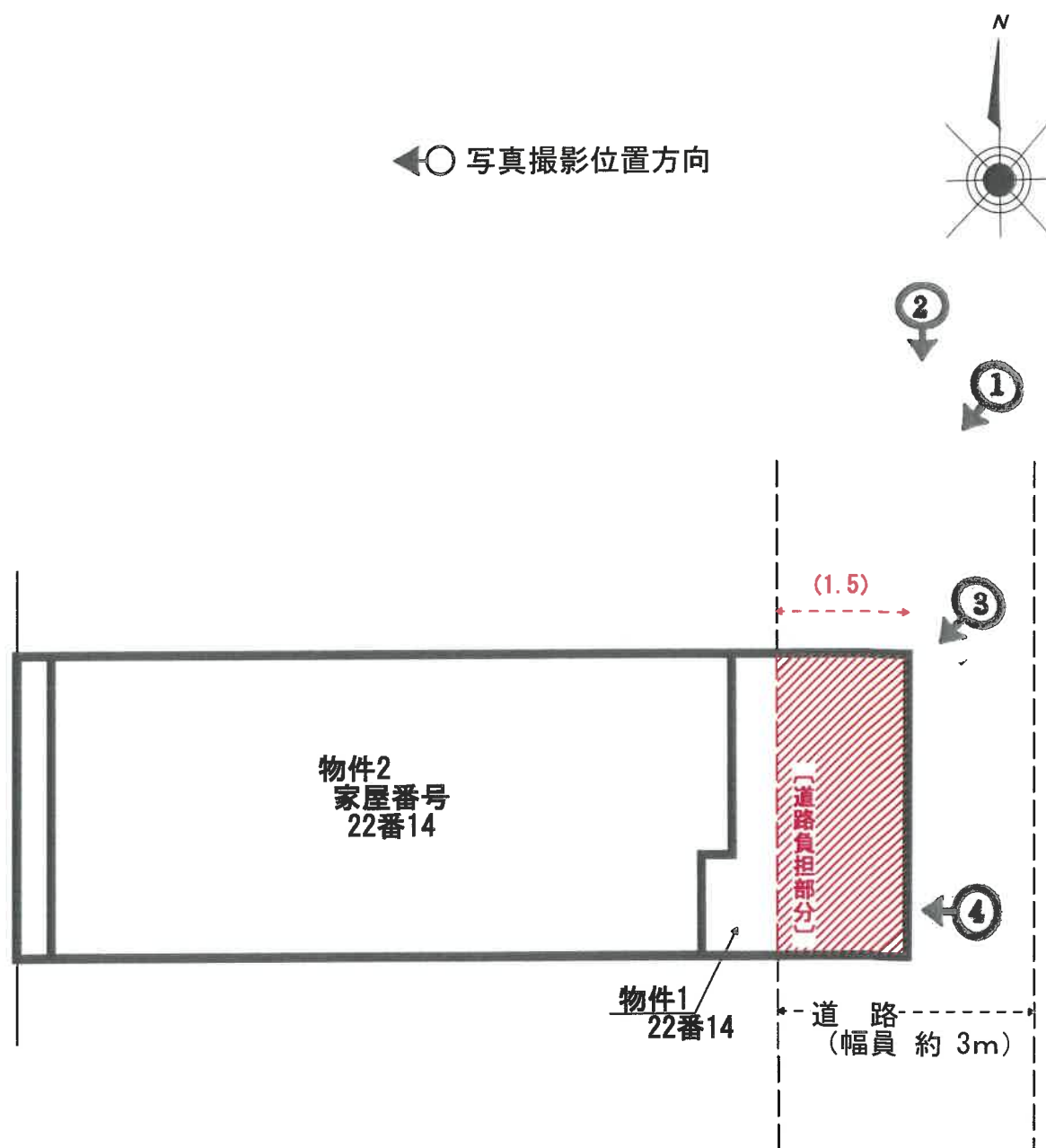
☒ 令和7年6月25日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(6枚目)

土地建物位置関係図

令和7年（ケ）第115号



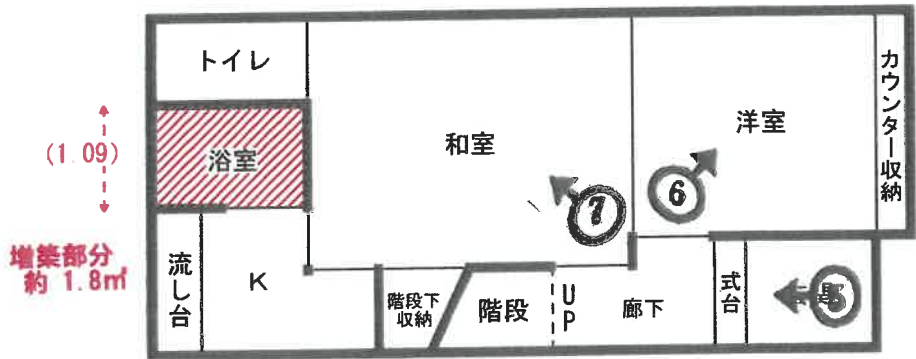
間取略図

令和7年（ケ）第115号

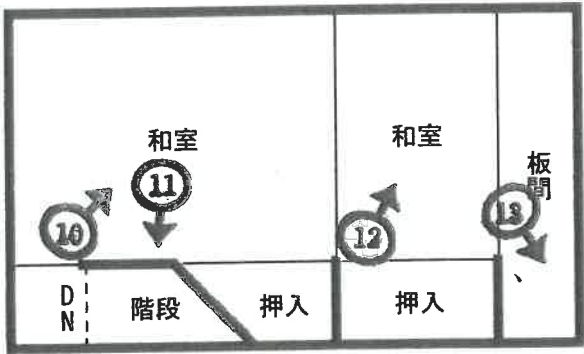
←○ 写真撮影位置方向



1階平面図



2階平面図



目的建物



①



②

③



道路負担部分

④





⑤



⑥



⑦



⑧

浴室の状況



⑨

キッチンの状況



⑩



⑪

雨漏り跡の状況



⑫

⑬



天井板が破損している状況

令和 7年（ケ）第115号

令和 7年 6月25日 現地調査

令和 7年 7月 2日 評 価

大阪地方裁判所 第14民事部 御中

評 価 書

（ 土地付建物 ）

評価人 不動産鑑定士

正 井 智 子

第1 評価額

一括価格	
金 2,400,000 円	
内訳価格	
物件1	金 1,400,000 円
物件2	金 1,000,000 円

- 1 一括価格は、物件1,2の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計額である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ

番号	所 在 等	登 記	現 況
1	所在地 地積	物件目録記載のとおり	物件目録と地積測量図並びに現地概測数量は概ね一致した。その他については下記特記事項記載のとおり。
2	所在 家屋番号 種類・構造 床面積	物件目録記載のとおり	下記特記事項記載のとおり。
番号	特 記 事 項		
1	目的土地の一部は、東側の舗装済通路（建築基準法道路非該当）として使用されており、当該通路は通り抜け可能で不特定多数の人の通行の用に供されていることから、現況地目を「宅地、一部公衆用道路」と判定した。なお、地積測量図等を基に現地概測を行ったところ、負担面積は以下のとおりと確認した。 約3.55m×約1.5m≒約5.4m²		
2	目的建物西側に未登記増築が認められ、現状は浴室として使用されている。なお、増築面積は現地概測の結果、以下のとおりと確認した。 約1.08m×約1.64m≒約1.8m²		

第4 目的物件の位置・環境等

1 対象土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	大阪メトロ御堂筋線「長居」駅の南東方約770m（道路距離） （別添位置図 参照）		
付 近 の 状 況	小規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。付近の道路の幅員，系統・連続性は，狹隘街路も見られるが，概ね普通である。最寄駅までは概ね徒歩圏に在り，近隣にスーパーマーケット等も存することから，日常の生活利便性は概ね普通である。今後，特段の変動要因は無く，当面は現状を維持するものと予測する。		
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都 市 計 画 区 分	市街化区域	
	用 途 地 域	第2種中高層住居専用地域	
	建 ぺ い 率	60 %	
	容 積 率	200 %	
	防 火 規 制	準防火地域	
	そ の 他 規 制	日影規制，宅地造成工事規制区域	
画 地 条 件	規 模	37.09㎡	
	形 状	長方形	
	間 口 ・ 奥 行	間口約3.55m（東辺），奥行約10.44m（北辺）	
	高 低 差 等	通路に対し概ね等高に接面している。	
接 面 道 路	東 側	幅員約3.0m舗装通路（建築基準法非該当）	
	接 道 状 況	接道なし	
土地の利用状況 （宅地部分）	現 況	低層住宅	
	物 件 1 の 隣 地 の 状 況	東： 通路	西： 住宅
		南： 住宅	北： 住宅
供 給 処 理 施 設	上 水 道	あり	
	ガ ス 配 管	あり	
	下 水 道	あり	
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。		
土 壌 汚 染 等	土壌汚染の可能性について調査したところ，まず，対象建物が法令上の特定施設に該当した履歴は確認できなかった。閉鎖登記簿による確認では，明治時代より複数の個人間で所有権移転され，昭和53年に現所有者が所有権取得し，現在に至る。また，昭和36年以降の過去の住宅地図による確認では，当時は田として利用されていたものと推認され，昭和38年に現在の建物が建築された。過去及び現在の利用状況等からは土壌汚染の可能性は低いと判断され，ヒアリングからも土壌汚染について特段の情報は得られなかったが，土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには，土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。		
特 記 事 項	(1) 東側通路は，建築基準法上の道路には該当せず，現況建物建築時における扱いについても不明である。連棟式住宅として建築された可能性が高く，現状も北側及び南側の隣接建物と壁面が接着している。なお，今後，建物の建替え等を行うに当たっては，建築基準法第43条第2項第2号の許可が必要となるが，大阪市担当課での聴取によれば，当該許可を得ることは相当に困難である可能性が高いとの見解を得た。 (2) その他については，2頁特記事項記載のとおり。		

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建 築 年 月 日	昭和38年1月20日 新築 （登記記載）
	経 過 年 数	約62年
	経済的残存耐用年数	0年
仕 様	構 造	木造
	屋 根	瓦葺
	外 壁	モルタル吹付 等
	内 壁	壁紙, 合板 等
	天 井	ビニールクロス貼, 合板 等
	床	タタミ, CF 等
	設 備	電気, 給排水設備, ガス 等
	そ の 他	特になし。
床面積（現況）	延 49.19㎡	
	未登記増築有り（2頁特記事項記載のとおり）	
現 況 用 途 等	階 層	2 階建
	現 況 用 途	居宅
	間 取 り	4 K
品 等	低位	
保守管理の状態	やや劣る	
建物の利用状況	所有者が居宅として占有している。詳細については、現況調査報告書記載のとおり。	
特 記 事 項	(1) 目的建物内には家具、動産類が多数存し、生活の実態が窺われた。 (2) 1階、2階の各居室内において、床の撓みが複数箇所で感じられた。また、2階和室では、天井に雨漏り跡が認められ、天井板の損壊が生じていた。 (3) 1階浴室部分は、未登記増築によるものであり、天井の一部はプラスチック製の波板で覆われているのみであった。また、水道蛇口が緩く、継続的に水が流出している状態と認められた。 (4) その他については概ね経年相応の老朽化と判断され、維持管理状況はやや劣ると判断した。 (5) 目的建物は許容される建蔽率を超過している。 (6) 対象建物について、建築時期・構造・種類等の要因を踏まえ現場調査を行った結果、アスベスト含有建材が使用されている可能性は否定できない。なお、アスベスト使用の詳細については専門調査機関の分析調査を要する。 (7) 建築確認、検査済み証ともになし。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

物件1の更地価格を算出し、これに必要なに応じて建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価補正率 エ	建付地価格 千円未満四捨五入 (円) オ= (ア×イ×ウ×エ)
1の内 (宅地部分)	200,000	0.94	31.69	0.90	5,362,000
1の内 (通路部分)	200,000	0.10 通路価値率	5.40		108,000
合計					5,470,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

○地価公示 大阪住吉-2

$$\text{標準価格} \quad 332,000 \text{ 円/㎡} \times \frac{\text{時点修正} \quad 103}{100} \times \frac{\text{標準化補正} \quad 100}{100} \times \frac{\text{地域格差} \quad 100}{171} \div \text{標準画地価格} \quad 200,000 \text{ 円/㎡}$$

◇ 時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

規模	形状	高低差	方位	行政	その他	相乗積
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

街路	接近	環境	行政	将来	その他	相乗積
1.30	1.05	1.25	1.00	1.00	1.00	1.71

◇ 地域格差 : (宅地部分)

規模	間口狭小	高低差	方位	行政	その他	相乗積
0.95	0.97	1.00	1.02	1.00	1.00	0.94

イ 個別格差 :

(通路)

0.10

※通路部分の現況利用状況、道路の種別等を考慮して査定。

ウ 地 積 : 宅地部分：(登記数量)－(通路部分面積)，通路部分：現地概測数量を採用した。

エ 建付減価補正率 : 本件においては-10%が適切と判断した。

(2) 物件2 (建物)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) 千円未満四捨五入 エ= (ア×イ×ウ)
2 (主である建物)	160,000	49.19	0.03	236,000

ウ 建物現価率

$$\text{現価率} = \left[\frac{\text{※1}}{0.05} + \left(1 - \frac{\text{※1}}{0.05} \right) \times \frac{\text{※2}}{0} \div \left(0 + \frac{\text{※2}}{62} \right) \right] \times \left(1 - \frac{\text{※3}}{0.50} \right) \div \frac{\text{※4}}{0.03} = 0.03$$

※1 : 残価率 5.0%

※2 : 経済的残存耐用年数 0年

※3 : 経過年数 約 62年

※4 : 観察減価率 50%

(雨漏り、床の軋み等が認められ、維持管理状況にやや劣る点を考慮して、観察減価率を上記のとおり判定した。)

2 評価額の決定

(1) 土地利用権等価格

物件番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格 千円未満四捨五入 (円) ア×イ＝ウ
1の内 (宅地部分)	5,362,000	法定地上権 0.40	2,145,000

(2) 内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格 (円) [1 (1) オ・1 (2) エ] ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) [2 (1) ウ] イ	占有減価 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) (円) カ	評価額 (円) 万円未満四捨五入 キ＝[(ア＋イ)×ウ×エ×オ－カ]
1	5,362,000	△2,145,000		0.60	0.70		1,350,000
	108,000	—		0.60	0.70		50,000
	目録1土地合計						1,400,000
2	236,000	＋2,145,000	1.00	0.60	0.70	0	1,000,000
一括価格(合計)							2,400,000

ウ 占有減価

対象建物について買受人の引受となる占有権は存せず、減価は要しないものと判断した。

エ 市場性修正率

老朽化した連棟式建物で未登記増築等違法性が認められるほか、現況接道状況及び将来の単独建替可能性等を等を総合的に勘案のうえ、市場性修正率を上記のとおり判断した。

オ 競売市場修正率

第2の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ、競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価(敷金等)

本件の場合は不要である。

第6 参考価格資料

1 地価公示標準地 [大阪住吉-2]

所 在	大阪市住吉区長居東3丁目39番「長居東3-7-26」
価 格	332,000 円/㎡
位 置	大阪メトロ御堂筋線 長居駅の南東方 約340m (道路距離)
価 格 時 点	令和7年1月1日
地 積	167 ㎡
供 給 処 理 施 設	ガス, 水道, 下水
接 面 道 路	北側 幅員約8.0m市道 中間画地
用 途 指 定 等	第2種中高層住居専用地域 (建ぺい率60%・容積率200%) 準防火地域
地 域 の 概 況	中規模一般住宅が多い閑静な住宅地域

2 固定資産税評価額 (令和6年度)

物 件 1	2,667,000 円
物 件 2	393,000 円

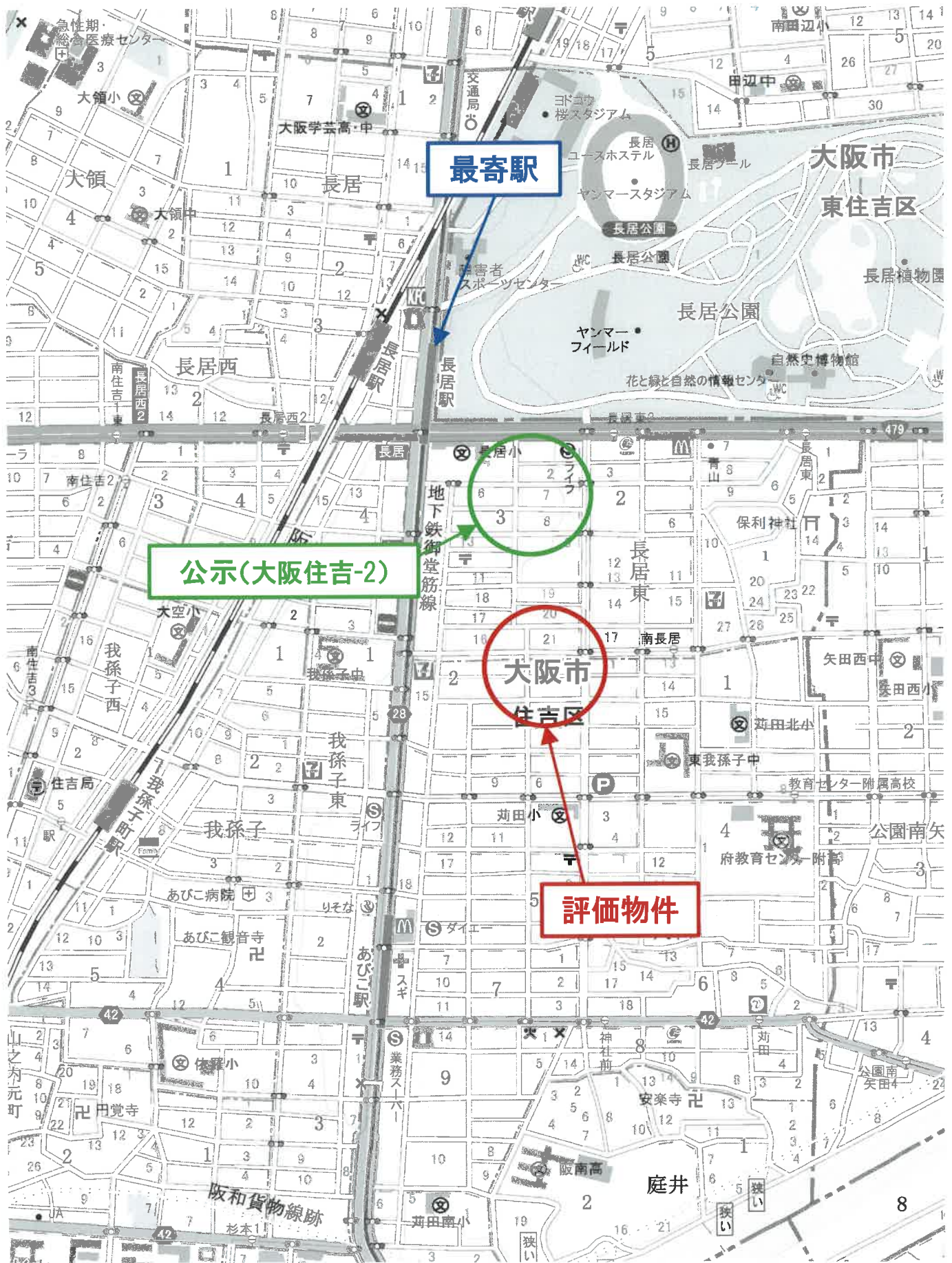
第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図
- 2 公図 (写)
- 3 地積測量図 (写)
- 4 建物図面・各階平面図 (写)
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図 (概略)

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 大阪市住吉区苅田二丁目 |
| | 地 番 | 22番14 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 37.09平方メートル |
| 2 | 所 在 | 大阪市住吉区苅田二丁目22番地14 |
| | 家屋 番号 | 22番14 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造瓦葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 26.14平方メートル
2階 21.25平方メートル |





S=1:10,000

位置図

イ 10-13 ハ 10-15 * 水
 ユ 10-14 ニ 10-12 ヘ 33-5



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

地番区域見出し

長居東3丁目

荻田2丁目

請求部	所在	大阪市住吉区荻田二丁目				地番	22番14			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分	座標系又は記号	分類	地図に準ずる図面				種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日(原図)				補記事項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(大阪法務局天王寺出張所管轄)
 令和7年3月18日
 大阪法務局富田林支局
 登記官

請求番号：41-1
 (1/1)



A4版に縮小

登記年月日：昭和38年2月19日

048703

前22/後桑新

土地の積測量図

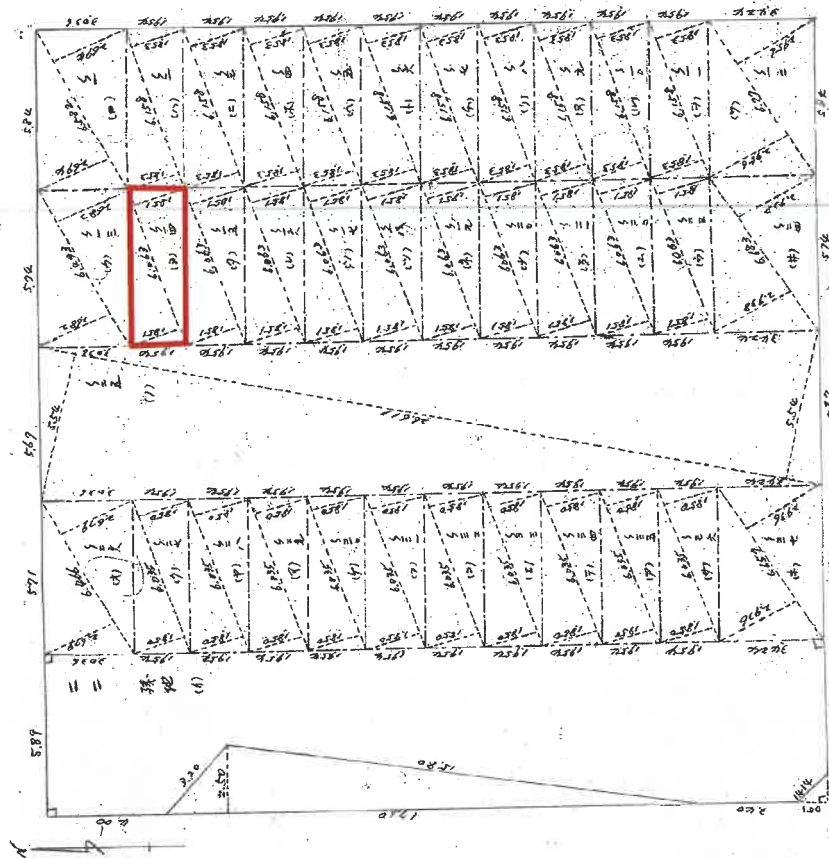
地番	22. 2201. ~ 22037
土地の所在	大田区北町二丁目

町田二丁目

昭和38年2月19日
製作年月日

製作者

2201
 $6.822 \times (2.694 + 2.894) \times \frac{1}{2} = 177.031008$
2202 ~ 22011
 $6.158 \times (1.853 + 1.853) \times \frac{1}{2} = 1174.0008$
22012
 $6.77 \times (2.956 + 2.956) \times \frac{1}{2} = 2070.112$
22013
 $6.473 \times (2.682 + 2.682) \times \frac{1}{2} = 177.61226$
22014 ~ 22023
 $6.663 \times (1.85 + 1.85) \times \frac{1}{2} = 117.222613$
22024
 $6.683 \times (2.938 + 2.938) \times \frac{1}{2} = 197.636654$
22025
 $24.611 \times (5.507 + 5.507) \times \frac{1}{2} = 1077.42074$
22026
 $6.666 \times (2.678 + 2.678) \times \frac{1}{2} = 177.322844$
22027 ~ 22036
 $6.035 \times (1.850 + 1.850) \times \frac{1}{2} = 117.6005$
22037
 $6.652 \times (2.936 + 2.936) \times \frac{1}{2} = 197.540152$
22
 $5.882 \times 2600 = 15202.00 + 1002.00 \times \frac{1}{2}$
 $= 130764$



(本文裏面)

縮尺 1/2000

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大田区役所大田区出納所保管)
令和7年3月18日 大田区役所大田区出納所

登記簿

請求番号：41-2

登記年月日：昭和38年3月20日

207688

家屋番号 22-14

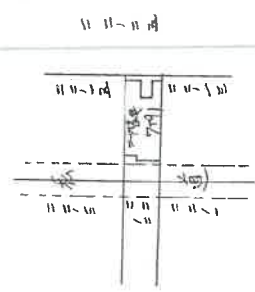
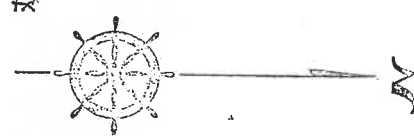
建物の所在 大阪市住吉区新田町二丁目22番地014

S.38.3.20
1/2

作製年月日
昭和三十八年三月十二日

作製者

新田二丁目



縮尺 1/500

(共)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局天王寺出張所管轄)
令和7年3月18日 大阪法務局富田林支局

登記官

請求番号：41-3
(1/2)

A4版に縮小

建物図面(写)

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(大阪法務局天王寺出張所管轄)
令和7年3月18日 大阪法務局富田林支局

令和7年3月18日

大阪法務局富田林支局

2014年12月

請求番号：41-3

(2/2)

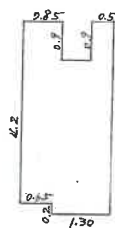
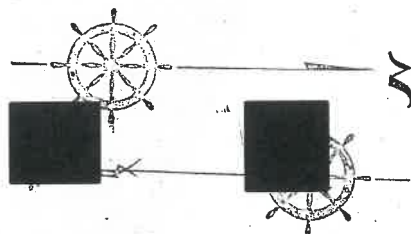
207689

中興嶼

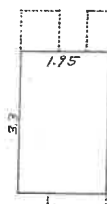
22-14

建物の所在 大阪市住吉区芥田町一丁目22番地の14

五丁田梨



隨



11 卷

箱	尺	$\frac{1}{200}$
---	---	-----------------

(共 2 页)

5.38.3.20
2/2

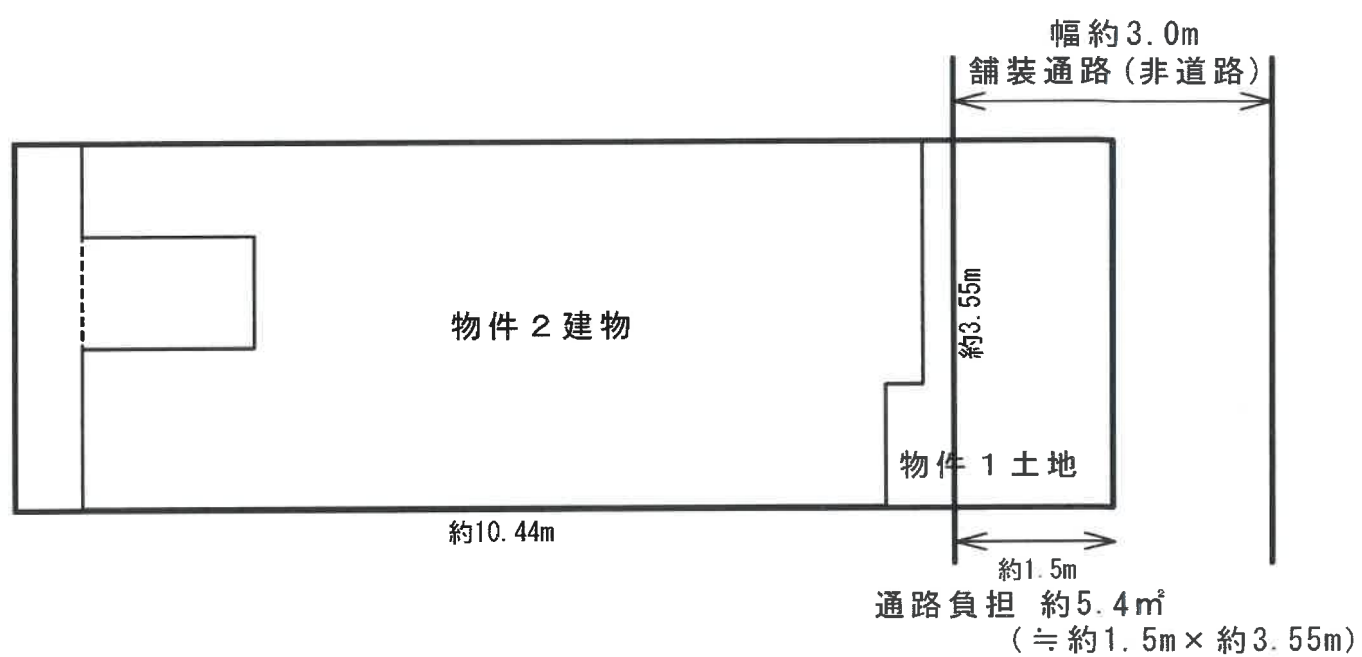
昭和三十一年三月十三日

作者 製作者

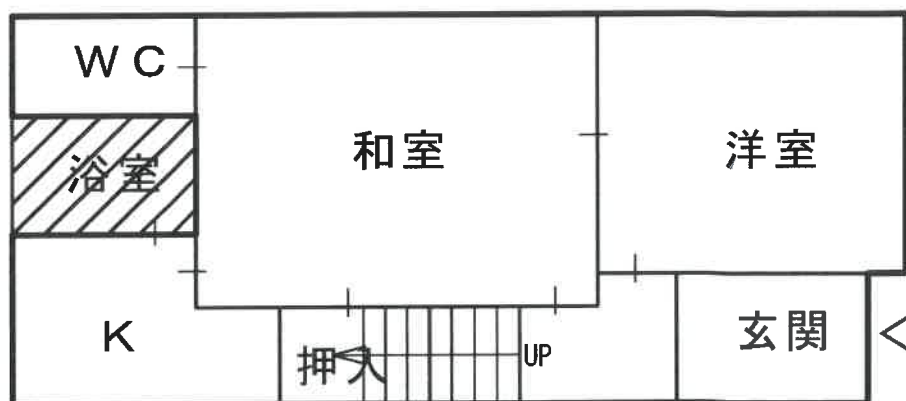
$$\begin{array}{r} 130 \times 0.2 = 0.26 \\ \underline{33 \times 1.95 = 64.35} \\ 0.9 \times 0.5 = 0.45 \\ \underline{0.85 \times 0.9 = 0.765} \\ 179 \end{array}$$
$$1.95 \times 33 = 64.35$$

A4版に縮小

建物図面(写)



土地建物位置関係図



未登記増築
約1.08m×約1.64m≒約1.8㎡



間取図(概略)